

彩幸地域包括支援センター 利用料金

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント)

介護予防支援に関するサービス利用料については、事業者が法律の規定に基づいて介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者様の自己負担はありません。

但し、ご契約者様の介護保険料の滞納などにより、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記の金額をお支払いいただきます。

介護予防支援費	438 単位/月
初回加算	300 単位/月
委託連携加算	300 単位/月
※地域区分別 1 単位の単価	10,21円

(介護予防ケアマネジメントC)

介護予防ケアマネジメントに関するサービス利用料については、事業者が法律の規定に基づいて介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者様の自己負担はありません。

但し、ご契約者様の介護保険料の滞納などにより、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記の金額をお支払いいただきます。

介護予防ケアマネジメント費	438 単位/月
※地域区分別 1 単位の単価	10,21円